記

1．変更事項
2．変更の内容
注1　申請者が法人である場合には、代表者の氏名も併せて記載すること。
　2　氏名の記載を自著で行う場合には、押印を省略することができる。
　3　変更事項の内容については、変更前と変更後を対比して記載すること。

（都市公園法施行規則の一部改正）

第二条　都市公園法施行規則（昭和三十一年建設省令第三十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（公募対象公園施設の種類） **第三条の二**　法第五条の二第一項の国土交通省令で定める公園施設は、次に掲げるものであつて、当該公園施設から生ずる収益を特定公園施設の建設に要する費用に充てることができると認められるものとする。 一　休養施設 二　遊戯施設 三　運動施設 四　教養施設 五　便益施設 六　令第五条第八項に規定する施設のうち、展望台又は集会所	（新設）
（特定公園施設の種類） **第三条の三**　法第五条の二第二項第五号の国土交通省令で定める公園施設は、公募対象公園施設と一体的に整備することにより当該公園施設の効率的な整備が図られると認められるものとする。	（新設）
（公募対象公園施設を設置することが都市公園の管理上適切でない場所） **第三条の四**　法第五条の二第三項の国土交通省令で定める場所は、次に掲げるものとする。 一　法第五条の五第一項の規定による認定の有効期間内において、国又は地方公共団体による使用が予定されている場所 二　その他国土交通大臣が定める場所	（新設）
（学識経験者からの意見聴取） **第三条の五**　公園管理者は、法第五条の二第六項及び第五条の四第四項の規定により学識経験者の意見を聴くときは、二人以上の学識経験者の意見を聴かなければならない。	（新設）
（公募設置等計画の記載事項） **第三条の六**　法第五条の三第二項第十二号の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。 一　都市公園に公募対象公園施設を設け、又は管理しようとする者が法人又は団体である場合においては、その役員の氏名、生年月日その他必要な事項 二　都市公園に公募対象公園施設を設け、又は管理しようとする者が個人である場合においては、その者の氏名、生年月日その他必要な事項 三　その他公園管理者が必要と認める事項	（新設）